

第七十九号議案

例 江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成三十年九月二十日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例（昭和二十八年十一月江戸川区
条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表江戸川区立船堀四丁目児童遊園の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

土地所有者である東京都から廃園の申出があつたため、江戸川区立船堀四丁目
児童遊園を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。